

大丸松坂屋カード〈ゴールド〉（大丸・松坂屋専用カード）会員規約

変更前	変更後
第15条（カード利用の一時停止） 1. 当社は、カード発行後、支払口座の設定手続が完了するまでの間、カードの利用を停止することができるものとします。 2. 当社は、短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードの全部または一部の利用を一時的に停止することができるものとします。 3. 当社は、会員が本規約に違反もしくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カードの全部または一部の利用を一時的に停止できるものとします。また、この場合、当社は加盟店や現金自動預払機等（以下、「ATM等」といいます）を通じてカードの回収を行うことができるものとし、加盟店からカード回収の要請があったときは、会員はこれに応じるものとします。 4. 当社は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、カードの利用を停止することができるものとします。 5. 当社は、「貸金業法」に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、カードキャッシングの利用を停止することができるものとします。 6. 当社は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。 7. 当社は、カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとして判断した場合、会員への事前の通知なしにカードの利用停止措置をとることができるものとします。 8. 当社は、会員の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員に回答を求めた場合で、会員から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。	第15条（カード利用の一時停止等） 1. 当社は、カード発行後、支払口座の設定手続が完了するまでの間、カードの利用を停止することができるものとします。 2. 当社は、会員が利用枠を超えた利用をした場合もしくは利用をしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードの全部または一部の利用を一時的に停止することができるものとします。 3. 当社は、会員が本規約に違反もしくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カードの全部または一部の利用を一時的に停止できるものとします。また、この場合、当社は加盟店や現金自動預払機等（以下、「ATM等」といいます）を通じてカードの回収を行うことができるものとし、加盟店からカード回収の要請があったときは、会員はこれに応じるものとします。 4. 当社は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、カードの利用を停止することができるものとします。 5. 当社は、「貸金業法」に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、カードキャッシングの利用を停止することができるものとします。 6. 当社は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を停止または制限することができるものとします。 7. 当社は、カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとして判断した場合、会員への事前の通知なしにカードの利用を停止することができるものとします。 8. 当社は、会員の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員に回答を求めた場合で、会員から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。 9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードの利用の全部または一部の利用を停止することができるものとします。 10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。
第4章 会員資格の取消し・期限の利益の喪失・退会等 第22条（会員資格の取消し） 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社が会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。 ① 申込みに際し虚偽の申告をした場合 ② カード利用代金等、当社に対する債務の履行を怠った場合 ③ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当もしくは不審があると当社が判断した場合 ④ カード発行後2カ月以内に支払口座の設定手続が完了しない場合 ⑤ 会員が死亡したことを当社が知ったとき ⑥ 本規約のいずれかに違反した場合 ⑦ 本会員の信用状況が悪化したとき ⑧ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次のアからオまでのいずれかに該当する行為をした場合 ア、暴力的な要求行為 イ、法的な責任を超えた不当な要求行為 ウ、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 エ、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 オ、その他前記アからエに準ずる行為 ⑨ 当社または当社委託先または当社加盟店、当社グループ会社の従業員等（派遣社員を含む）に対し、次のアからオに掲げる行為その他当該	第4章 会員資格の取消し・期限の利益の喪失・退会等 第22条（会員資格の取消し） 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社が会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。 ① 申込みに際し虚偽の申告をした場合 ② カード利用代金等、当社に対する債務の履行を怠った場合 ③ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当もしくは不審があると当社が判断した場合 ④ カード発行後2カ月以内に支払口座の設定手続が完了しない場合 ⑤ 会員が死亡したことを当社が知ったとき ⑥ 本規約のいずれかに違反した場合 ⑦ 本会員の信用状況が悪化したとき ⑧ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次のアからオまでのいずれかに該当する行為をした場合 ア、暴力的な要求行為 イ、法的な責任を超えた不当な要求行為 ウ、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 エ、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 オ、その他前記アからエに準ずる行為 ⑨ 当社または当社委託先または当社加盟店、当社グループ会社の従業員等（派遣社員を含む）に対し、次のアからオに掲げる行為その他当該

従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む） ア、暴力、威嚇、脅迫、強要等 イ、暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 ウ、人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 エ、長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ オ、金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等 ⑩ 会員に対し第15条第6項もしくは第8項の調査等が完了しない場合、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合または会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合 ⑪ その他当社が会員として不適格と判断した場合 2. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合、会員は速やかにカードその他当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。 3. 当社は、会員資格の取消しを行った場合、カードの無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてカードの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。 4. 本会員は、会員資格の取消後においても、会員がカードを利用したまたは他者に利用されたとき（カード情報の利用を含む）は、これによって生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。 5. 本会員が会員資格を取消された場合には、同時に家族会員も会員資格を取消されるものとします。	従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む） ア、暴力、威嚇、脅迫、強要等 イ、暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 ウ、人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 エ、長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ オ、金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等 ⑩ 会員に対し第15条第6項もしくは第8項の調査等が完了しない場合、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合または会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合 ⑪ 会員がマネーローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引にカードを利用し、またはそのおそれがあると当社が判断した場合 ⑫ 日本国籍を保有せずに日本国に居住している会員が、在留期間を更新せずに日本国を出国し、当社に届け出ている在留期間が超過した場合。および、会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から会員への連絡が困難と判断した場合 ⑬ その他当社が会員として不適格と判断した場合 2. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合、会員は速やかにカードその他当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。 3. 当社は、会員資格の取消しを行った場合、カードの無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてカードの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。 4. 本会員は、会員資格の取消後においても、会員がカードを利用したまたは他者に利用されたとき（カード情報の利用を含む）は、これによって生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。 5. 本会員が会員資格を取消された場合には、同時に家族会員も会員資格を取消されるものとします。
第26条（費用の負担） 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。	第26条（費用の負担） 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課の支払いにかかる費用を負担するものとします。 2. 本会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落しもしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として所定の事務手数料を会員は負担するものとします。
（2024年4月改定）	（2025年3月改定）

個人情報の取扱いに関する重要事項

変更前	変更後
第1条(個人情報の取得・保有・利用・委託) 1. 会員(本重要事項において申込者を含む。以下同じ)は、本契約(本申込を含む。以下同じ)を含むJFRカード株式会社(以下「当社」といいます)との各種取引(以下「各取引」といいます)の与信判断および与信後の管理ならびに各種サービスの提供のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます)を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 ① 属性情報 各取引所定の申込書(WEB上の申込書を含む)に会員が記載した会員の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、住居状況、家族構成、勤務先、勤務先電話番号、学校、運転免許証番号、メールアドレス(ショートメッセージサービスが利用可能な電話番号を含む)、年収等の属性に関する情報 なお、これらの情報に変更が生じた場合(会員の申告による場合のほか、⑦または⑧に基づき当社において情報を変更した場合を含む)の変更後の情報および会員からの問い合わせにより当社が知り得た情報を含みます。 ② 契約情報 申込日、契約日、カード番号、お客様ID等、利用枠、暗証番号、支払口座に関する情報 ③ 利用情報 各取引に関する利用日、購入商品、提供サービス名、利用金額、利用加盟店などのカードの利用に関する情報 ④ 取引情報 各取引に関する返済回数、返済金額、支払開始後の利用残高、キャッシング残高、月々の支払状況などのカードの取引に関する情報、その他取引に関する情報(取引の際に使用した機器に関する情報、購入画面等に入力した情報、利用加盟店におけるお客様の情報) ⑤ 信用情報 各取引に関する会員の返済または支払能力を調査するため、または支払途上における会員の返済または支払能力を調査するため、当社が取得した他のクレジット等の利用履歴および過去の債務の返済状況に関する情報 ⑥ 本人確認等の情報 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「貸金業法」、「割賦販売法」に基づく本人確認書類に記載された情報、取引を行う目的、在留資格に関する情報等の情報、本契約に基づき届け出られた情報 ⑦ 住民票記載情報 各取引の規約等に基づき、与信判断および与信後の管理のためまたは本人特定事項の確認のため、当社が必要と認めた場合に会員の住民票を当社が取得し、利用して得た情報 ⑧ 年収証明書等の情報 各取引に関する会員の支払能力を調査するため、会員の源泉徴収票、所得証明書等の提出を受け収入等の確認をすることによって得た情報 ⑨ 音声・映像等の記録情報 問い合わせ等の通話および防犯上録画された映像等の記録情報 ⑩ WEBサービス・アプリ等の情報 会員等のWEB(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IPアドレス等)等 ⑪ 公開情報 官報や電話帳等一般に公開されている情報 ⑫ 電話の有効性情報 届出電話の過去5年間の有効性(通話可能か否か)に関する情報 2. 会員は、当社が各取引に関する与信判断および与信後の管理業務の一部または全部を、当社の提携する会社に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、前項により取得した個人情報の一部または全部を当該委託先に提供し当該委託先が委託された目的の範囲で利用することに同意するものとします。 与信後の管理業務の一部または全部についての委託先は次の通りです。 ●名 称:ニッテレ債権回収株式会社 住 所:〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル 電 話:(03)3769-4611 ●名 称:株式会社シー・ヴィ・シー 住 所:〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-9-3 博多駅前シティビル 電 話:(092)432-7878	第1条(個人情報の取得・保有・利用・委託) 1. 会員(本重要事項において申込者を含む。以下同じ)は、本重要事項の提示を受けて申込を行う契約(当該申込を含め、以下「本契約」といいます)を含むJFRカード株式会社(以下「当社」といいます)との各種取引(以下「各取引」といいます)の与信判断および与信後の管理ならびに各種サービスの提供のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます)を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 ① 属性情報 各取引所定の申込時または入会後に会員が提出する申込書、届出書、その他の書類(WEB上の申込書等を含む)に会員が記載し、または会員が口頭で当社に申告した会員の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、住居状況、家族構成、勤務先、勤務先電話番号、学校、運転免許証番号、メールアドレス(ショートメッセージサービスが利用可能な電話番号を含む)、年収、当社からの連絡の受領に関するご希望等の属性に関する情報 なお、これらの情報に変更が生じた場合(会員の申告による場合のほか、⑦または⑧に基づき当社において情報を変更した場合を含む)の変更後の情報および会員からの問い合わせにより当社が知り得た情報を含みます。 ② 契約情報 申込日、契約日、カード番号、カード種別、カード有効期限、お客様ID等、利用枠、暗証番号、支払口座その他の本契約に関する情報 ③ 利用情報 各取引に関する利用日、購入商品、提供サービス名、利用金額、利用加盟店などのカードの利用状況・利用可否に関する情報(クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含みます) ④ 取引情報 各取引に関する返済回数、返済金額、支払開始後の利用残高、キャッシング残高、月々の支払状況などのカードの取引に関する情報、その他取引に関する情報(取引の際に使用した機器に関する情報、購入画面等に入力した情報、利用加盟店における会員の情報) ⑤ 信用情報 各取引に関する会員の返済または支払能力を調査するため、または支払途上における会員の返済または支払能力を調査するため、当社が取得した他のクレジット等の利用履歴および過去の債務の返済状況に関する情報 ⑥ 本人確認等の情報 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「貸金業法」、「割賦販売法」に基づく本人確認書類に記載された情報、取引を行う目的、在留資格に関する情報等の情報、本契約に基づき届け出られた情報 ⑦ 住民票記載情報 各取引の規約等に基づき、与信判断および与信後の管理のためまたは本人特定事項の確認のため、当社が必要と認めた場合に会員の住民票を当社が取得し、利用して得た情報 ⑧ 年収証明書等の情報 各取引に関する会員の支払能力を調査するため、会員の源泉徴収票、所得証明書等の提出を受け収入等の確認をすることによって得た情報 ⑨ 音声・映像等の記録情報 問い合わせ等の通話および防犯上録画された映像等の記録情報 ⑩ WEBサービス・アプリ等の情報 会員等のWEB(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IPアドレス等)等 ⑪ 公開情報 官報や電話帳等一般に公開されている情報 ⑫ 電話の有効性情報 届出電話の過去5年間の有効性(通話可能か否か)に関する情報 2. 会員は、当社が各取引に関する与信判断および与信後の管理業務の一部または全部を、当社の提携する会社に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、前項により取得した個人情報の一部または全部を当該委託先に提供し当該委託先が委託された目的の範囲で利用することに同意するものとします。 与信後の管理業務の一部または全部についての委託先は次の通りです。 ●名 称:ニッテレ債権回収株式会社 住 所:〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル 電 話:(03)3769-4611 ●名 称:株式会社シー・ヴィ・シー 住 所:〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-9-3 博多駅前シティビル 電 話:(092)432-7878

●名 称:弁護士法人子浩法律事務所 住 所:〒169-0072 東京都新宿区大久保2-7-17 清和ビル 電 話:(03)5292-6111 ●名 称:NTS総合弁護士法人 住 所:〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル6階 電 話:(03)6453-7040 ●名 称:オリンパス債権回収株式会社 住 所:〒062-0020 北海道札幌市豊平区月寒中央通7-6-20 電 話:(011)803-9002 ●名 称:弁護士法人みずなら総合法律事務所 住 所:〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10-4-16 ダンロップSKビル4階 電 話:(011)522-5355 3. 会員は、当社が当社の事務(コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本条第1項により取得した個人情報の一部または全部の取扱いを当該業務委託先に委託することに同意するものとし	●名 称:弁護士法人子浩法律事務所 住 所:〒169-0072 東京都新宿区大久保2-7-17 清和ビル 電 話:(03)5292-6111 ●名 称:NTS総合弁護士法人 住 所:〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル6階 電 話:(03)6453-7040 ●名 称:オリンパス債権回収株式会社 住 所:〒062-0020 北海道札幌市豊平区月寒中央通7-6-20 電 話:(011)803-9002 ●名 称:弁護士法人みずなら総合法律事務所 住 所:〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10-4-16 ダンロップSKビル4階 電 話:(011)522-5355 3. 会員は、当社が当社の事務(コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含む)を委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本条第1項により取得した個人情報の一部または全部の取扱いを当該業務委託先に委託することに同意するものとします。
第2条(個人情報の利用) 会員は、第1条第1項に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条第1項①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意するものとします。 ① 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれらに付随する事業における新商品または既存の関連商品および関連するサービスの提供 ② 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれらに付随する事業におけるマーケティング分析、市場調査、商品開発 ③ 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれらに付随する事業における宣伝物・印刷物の送付および電話による勧誘等の営業案内その他の販売促進活動(会員の閲覧履歴、商品購買履歴等を統合的に分析して、お客様ごとにパーソナライズしたご提案を行うことを含みます)。また当該業務を提携する会社に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、業務の遂行に必要な範囲において、会員の個人情報を委託先に預託すること ④ 加盟店その他の第三者から受託して行う当該第三者の事業に関する宣伝印刷物の送付等営業案内、当該第三者から提供を受けた商品情報、生活情報の案内 ※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ(https://www.jfr-card.co.jp/)に常時掲載しております。	第2条(個人情報の利用) 会員は、第1条第1項に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条第1項①②③④⑤⑩の個人情報を利用すること(当社の事務(コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含む)を委託する場合に、個人情報の保護措置を講じたうえで、当社が下記の目的のために第1条第1項①②③④⑤⑩の個人情報の一部または全部の取扱いを当該業務委託先に委託することを含みます)に同意するものとします。 ① 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれらに付随する事業における新商品または既存の関連商品および関連するサービスの提供 ② 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれらに付随する事業におけるマーケティング分析、市場調査、商品開発 ③ 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれらに付随する事業における宣伝物・印刷物の送付および電話による勧誘等の営業案内その他の販売促進活動(会員の閲覧履歴、商品購買履歴等を統合的に分析して、<u>会員</u>ごとにパーソナライズしたご提案を行うことを含みます) ④ 加盟店その他の第三者から受託して行う当該第三者の事業に関する宣伝印刷物の送付等営業案内、当該第三者から提供を受けた商品情報、生活情報の案内 ※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ(https://www.jfr-card.co.jp/)に常時掲載しております。
第4条(個人情報の共同利用) 1. 会員は、当社が次項に規定する目的のために、第1条第1項①②(カード番号、利用枠、暗証番号、支払口座を除く)③の個人情報を、保護措置を講じたうえで、グループ統合データベースによるお客様の個人情報の取扱いをはじめとして、J.フロント リテイリング グループ各社(以下「グループ各社」といいます)と個人情報を共同利用することについて同意します。具体的な企業名および事業内容はホームページ(https://www.j-front-retailing.com/company/group.php)をご覧ください。 2. 個人情報を共同利用する目的は以下のとおりです。 (1) ① ニュースリリース、IR情報など、当社およびグループ各社の企業情報のお知らせのため ② 商品情報、サービス情報、生活情報、各種ご優待サービス等のご案内など、当社およびグループ各社が扱う商品・サービスの販売促進活動(会員の閲覧履歴、商品購買履歴等を統合的に分析して、お客様ごとにパーソナライズしたご提案を行うことを含みます)のため ③ 受注、予約、お取り置き、ご本人確認(WEBサイトやアプリ等における本人認証を含みます)、売上処理、修理加工、後日お渡し、お届け(配送)、接客、アフターサービス、各種ご優待サービスの提供など、当社およびグループ各社ならびに提携先が扱う商品・サービスの販売、およびこれに付随するサービスの提供のため ④ 当社およびグループ各社におけるお買い上げ商品・ご提供サービス、売上処理、配送、お忘れ物などについてのお問い合わせへの対応やご連絡のため ⑤ 当社およびグループ各社が取扱う外商サービスの新規入会のご案内のため ⑥ 当社およびグループ各社が扱う商品・サービスの企画・開発、店舗フロア・オンラインサイトの改善等にかかわるマーケティング調査、お客様情報の統合的分析、分析データ作成のため	第4条(個人情報の共同利用) 1. 会員は、当社が次項に規定する目的のために、第1条第1項①②(カード番号、利用枠、暗証番号、支払口座を除く)③の個人情報を、保護措置を講じたうえで、グループ統合データベースによる会員の個人情報の取扱いをはじめとして、J.フロント リテイリング グループ各社(以下「グループ各社」といいます)と個人情報を共同利用することについて同意します。具体的な企業名および事業内容はホームページ(https://www.j-front-retailing.com/company/group.php)をご覧ください。 2. 個人情報を共同利用する目的は以下のとおりです。 (1) ① ニュースリリース、IR情報など、当社およびグループ各社の企業情報のお知らせのため ② 商品情報、サービス情報、生活情報、各種ご優待サービス等のご案内など、当社およびグループ各社が扱う商品・サービスの販売促進活動(会員の閲覧履歴、商品購買履歴等を統合的に分析して、<u>会員</u>ごとにパーソナライズしたご提案を行うことを含みます)のため ③ 受注、予約、お取り置き、ご本人確認(WEBサイトやアプリ等における本人認証を含みます)、売上処理、修理加工、後日お渡し、お届け(配送)、接客、アフターサービス、各種ご優待サービスの提供など、当社およびグループ各社ならびに提携先が扱う商品・サービスの販売、およびこれに付随するサービスの提供のため ④ 当社およびグループ各社におけるお買い上げ商品・ご提供サービス、売上処理、配送、お忘れ物などについてのお問い合わせへの対応やご連絡のため ⑤ 当社およびグループ各社が取扱う外商サービスの新規入会のご案内のため ⑥ 当社およびグループ各社が扱う商品・サービスの企画・開発、店舗フロア・オンラインサイトの改善等にかかわるマーケティング調査、<u>会員の個人情報の統合的分析、分析データ作成のため</u>

⑦ お客様の安全・安心確保および防犯・迷惑行為対策のため ※緊急の場合にはお客様からお預かりしたご家族やお届け先などの情報に基づいてご連絡を差しあげることがございます。 ⑧ その他当社およびグループ各社が別途通知または公表する規約、プライバシーポリシーにおける利用目的のため (2) カードの機能、ポイントサービス、付帯サービス等を提供するため 3. 新たにグループ各社が追加変更された場合には、第1項に定めるホームページ上の記載を更新することによって公表いたします。 4. 当社が取得した個人情報の共同利用にあたっては、当社が責任を持って管理いたします。 なお、グループ各社が取得し共同利用をする個人情報の開示、訂正、削除等のお申し出をいただいた場合、必要に応じグループ各社へ連携いたします。 【共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称、住所】 JFRカード株式会社 大阪府高槻市紺屋町2番1号 代表取締役社長 橋本 尚弥 5. 当社は、一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センターとの間で、加盟店等から収集した会員の情報を共同利用しております。詳細はこちらをご確認ください。 https://www.jfr-card.co.jp/privacy/share/index.html	⑦ お客様の安全・安心確保および防犯・迷惑行為対策のため ※緊急の場合には会員からお預かりしたご家族やお届け先などの情報に基づいてご連絡を差しあげることがございます。 ⑧ その他当社およびグループ各社が別途通知または公表する規約、プライバシーポリシーにおける利用目的のため (2) カードの機能、ポイントサービス、付帯サービス等を提供するため 3. 新たにグループ各社が追加変更された場合には、第1項に定めるホームページ上の記載を更新することによって公表いたします。 4. 当社が取得した個人情報の共同利用にあたっては、当社が責任を持って管理いたします。 なお、グループ各社が取得し共同利用をする個人情報の開示、訂正、削除等のお申し出をいただいた場合、必要に応じグループ各社へ連携いたします。 【共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称、住所】 JFRカード株式会社 大阪府高槻市紺屋町2番1号 代表取締役社長 橋本 尚弥 5. 当社は、一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センターとの間で、加盟店等から収集した会員の情報を共同利用しております。詳細はこちらをご確認ください。 https://www.jfr-card.co.jp/privacy/share/index.html
第11条(条項の変更) 本重要事項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。 個人情報管理責任者について 職 名：経営管理本部長 連絡先：JFRカード株式会社 〒569-8522 大阪府高槻市紺屋町2番1号 (2024年4月改定)	第11条(条項の変更) 本重要事項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。 個人情報管理責任者について 職 名：経営管理本部長 連絡先：JFRカード株式会社 〒569-8522 大阪府高槻市紺屋町2番1号 (2025年3月改定)

大丸松坂屋ポイント特約

変更前	変更後								
第1条（ポイントの付与対象） 1. JFRカード株式会社（以下「カード会社」といいます）が株式会社大丸松坂屋百貨店と提携して発行するカード（以下「カード」といいます）で支払った、株式会社大丸松坂屋百貨店および株式会社博多大丸（以下「加盟店」といいます）での利用代金については各社が定める大丸松坂屋ポイント（以下「ポイント」といいます）を付与します。 2. 前項について、現金、大丸・松坂屋商品券、全国百貨店共通商品券等での同時入金の場合（カード提示と同時入金の場合に限ります）においてもポイントを付与します。	第1条（ポイントの付与対象） 1. JFRカード株式会社（以下「カード会社」といいます）が株式会社大丸松坂屋百貨店と提携して発行するカード（以下「大丸松坂屋カード」といいます）および株式会社博多大丸と提携して発行するカード（以下「博多大丸カード」といいます）で支払った、株式会社大丸松坂屋百貨店および株式会社博多大丸（以下「加盟店」といいます）での利用代金については各社が定める大丸松坂屋ポイント（以下「ポイント」といいます）を付与します。 2. 前項について、現金、大丸・松坂屋商品券、全国百貨店共通商品券等での同時入金の場合（カード提示と同時入金の場合に限ります）においてもポイントを付与します。 第2条（会員） 大丸松坂屋カードの会員（以下「大丸松坂屋カード会員」といいます）および博多大丸カードの会員（以下「博多大丸カード会員」といいます）を総称して、「会員」と定義します。								
第2条（ポイントの内容） カード会社が発行するカードの会員（以下「会員」といいます）に付与されるポイントの基本的な内容は次の通りです。 ① 株式会社大丸松坂屋百貨店では、買上商品100円（本体価格）につき、普通商品は5ポイント、特価品・食品・レストラン・喫茶は1ポイントを付与します。 ② 株式会社博多大丸では、買上商品100円（本体価格）につき1ポイントを付与します。	第3条（ポイントの内容） 1. 会員は、加盟店で商品等の購入等を行う際に、第1条で定める方法により支払をした場合、第2項以下の規定にしたがってポイントが付与されます。 2. 加盟店の種類、カードの種別または買上商品等により、ポイント付与の対象とならない場合またはポイント率が異なる場合があります。詳細は、カード会社のウェブサイトに掲載する等の方法で会員に告知します。 3. ポイントを利用した代金分についてはポイントの付与対象とはなりません。 4. 大丸松坂屋カード会員は、加盟店が別途定める条件を満たした場合、加盟店が定める基準に従ってポイントが付与されます。当該条件及び基準は、カード会社のウェブサイトに掲載する等の方法で大丸松坂屋カード会員に告知します。								
第3条（ボーナスポイント） 前条第1項①および②のポイントについて、入会日直後の16日を開始日とする1年間（以下「積立期間」といいます）を前期・後期（各6カ月）に分けた各期の半年間の累計獲得ポイントに対して次のボーナスポイントを付与します。 なお、付与時期は各期の満了日の翌月20日とします。 <table border="1"> <tr> <td>半年間の獲得対象ポイント</td><td>ボーナスポイント</td></tr> <tr> <td>15,000以上</td><td>対象ポイントの100%</td></tr> <tr> <td>10,000以上 15,000未満</td><td>対象ポイントの 50%</td></tr> <tr> <td>5,000以上 10,000未満</td><td>対象ポイントの 20%</td></tr> </table> ※ 獲得対象ポイント5,000ポイント未満は、ボーナスポイントの対象となりません。	半年間の獲得対象ポイント	ボーナスポイント	15,000以上	対象ポイントの100%	10,000以上 15,000未満	対象ポイントの 50%	5,000以上 10,000未満	対象ポイントの 20%	
半年間の獲得対象ポイント	ボーナスポイント								
15,000以上	対象ポイントの100%								
10,000以上 15,000未満	対象ポイントの 50%								
5,000以上 10,000未満	対象ポイントの 20%								
第4条（ポイントの利用） 獲得されたポイントは、1ポイントを1円として換算し、加盟店において、次回以降の買い物の際の支払代金として利用できます。ただし、通信販売、インターネットショッピングなどで、利用できない場合があります。	第4条（ポイントの利用） 獲得されたポイントは、1ポイントを1円として換算し、加盟店において、次回以降の買い物の際の支払代金として利用できます。ただし、通信販売、インターネットショッピングなどで、利用できない場合があります。								
第5条（ポイントの有効期間） 積立期間中に獲得したポイントの有効期間は、積立期間満了後の翌年1年間（期間満了日から1年後の月末まで）とし、その期間に利用されなかったポイントは自動的に失効します。	第5条（ポイントの有効期間） 1. 大丸松坂屋カード会員が積立期間中に獲得したポイントの有効期間は、積立期間満了後の翌年1年間（期間満了日から1年後の月末まで）とし、その期間に利用されなかったポイントは自動的に失効します。 2. 博多大丸カード会員が獲得したポイントの有効期限は、ポイント獲得した年の翌年12月末日とし、その期間に利用されなかったポイントは自動的に失効します。								
第6条（第三者によるポイントの不正使用） 会員のカードのポイントが第三者によって不正に利用された場合、てん補いたしません。	第6条（第三者によるポイントの不正使用） 会員のカードのポイントが第三者によって不正に利用された場合、てん補いたしません。								
第7条（ポイントの譲渡等の禁止） ポイントは相続、譲渡、譲受および借り受けすることはできません。	第7条（ポイントの譲渡等の禁止） ポイントは相続、譲渡、譲受および借り受けすることはできません。								
第8条（利用の停止・制限、資格の取り消し） 1. ポイントの付与または利用に関して、会員がカード会社または加盟店に対し虚偽の申し出を行った場合、その他会員が不正の目的をもってポイントを獲得、利用したときは、カード会社は、会員に対して何らの通知・催告なく、ポイントまたはカードの利用を停止し、もしくは会員の資格を取り消すことができるものとします。また、この場合、カード会社からの請	第8条（利用の停止・制限、資格の取り消し） 1. ポイントの付与または利用に関して、会員がカード会社または加盟店に対し虚偽の申し出を行った場合、その他会員が不正の目的をもってポイントを獲得、利用したときは、カード会社は、会員に対して何らの通知・催告なく、ポイントまたはカードの利用を停止し、もしくは会員の資格を取り消すことができるものとします。また、この場合、カード会社からの請								

求があるときは、会員は不正に利用したポイント相当額を加盟店に返金するものとします。 2. 会員が会員規約第15条、第23条、第25条いずれかに該当した場合、ポイントの利用が制限されることをあらかじめ承諾するものとします。	求があるときは、会員は不正に利用したポイント相当額を加盟店に返金するものとします。 2. 会員が会員規約第15条、第23条、第25条いずれかに該当した場合、ポイントの利用が制限されることをあらかじめ承諾するものとします。
第9条(変更、中止) 会員は、ポイントサービスについて会員への予告または通知なしに変更もしくは中止される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。	第9条(変更、中止) 会員は、ポイントサービスについて会員への予告または通知なしに変更もしくは中止される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
第10条(本特約の優先適用) 本特約条項と会員規約に重複する事項については、本特約条項を優先します。 (2024年4月改定)	第10条(本特約の優先適用) 本特約条項と会員規約に重複する事項については、本特約条項を優先します。 (2025年3月改定)